

1. 件名：「大間原子力発電所の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（83）」

2. 日時：令和2年6月1日（月）13時30分～15時15分

3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁：小山田安全規制調整官、三井上席安全審査官、佐藤主任安全審査官、中村主任安全審査官、永井主任安全審査官

電源開発株式会社：原子力事業本部 原子力技術部 部長 他7名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

(1) 電源開発株式会社（以下、「電源開発」という。）から、平成26年12月16日に申請のあった大間原子力発電所の設置変更許可申請のうち、敷地周辺の地質・地質構造に関するコメント回答について説明があった。

(2) 原子力規制庁から、説明内容に対し、以下の事項について事実確認をした。

- ①「ローカルな隆起」と「相対的に隆起が速い領域」の考え方について
- ②「ローカルな隆起」がないとの判断根拠について
- ③隆起再現断層と地表出現領域の絞り込みの考え方について
- ④地質・地質構造の評価におけるP.8-35以降の扱いについて
- ⑤「相対的に隆起が速い領域」に赤川を含めない理由について

(3) 電源開発から、確認事項に対し、以下の回答があった。

- ①「ローカルな隆起」が存在するとは考えていないが、資料の「相対的に隆起が速い領域」は、陸域の隆起速度が0.15～0.20m/ky以上の領域と海域のB₁層に傾動が判読される領域との連続性を考慮し、これらを包含する領域とした。
- ②第四紀広域隆起は海域の沈降と陸域の隆起を包含する東西約60kmに渡

る広域的で緩やかな変動であり、局所的な変位・変形及び隆起速度の急変部は認められないことから、「ローカルな隆起」が存在するとは考えていない。

- ③地表出現領域の可能性のある領域は、後期更新世以降の活動が否定される過去の地質構造及びその地質構造を反映した重力構造により設定されており、後期更新世以降の地殻変動を反映した現在の地形発達過程を考慮していない。したがって、震源を特定して策定する地震動の対象として考慮する隆起再現断層は、「相対的に隆起が速い領域」を隆起再現断層による累積的な変位と見なし、この領域の後期更新世の地形発達過程との対比を行うことにより検討した。
- ④上記③で説明した隆起再現断層は、地形・地質構造に基づく隆起再現断層案を複数想定し、それらの隆起シミュレーションのパラメータスタディにより、相対的に隆起が速い領域の規模・配置及び海成段丘面の隆起速度分布が再現される隆起再現断層の地下の構造(傾斜、アスペリティ)及び地表トレースを想定し得る領域(地表出現領域)を評価している。
- ⑤赤川の隆起速度は、大間崎付近の隆起速度と同程度であるが、1地点だけのデータであること、また、隆起の履歴が大間崎付近とは異なることから、「相対的に隆起が速い領域」に赤川を含めていない。

6. 提出資料

- ・大間原子力発電所 審査会合における指摘事項について(地震・津波関係)
- ・大間原子力発電所 敷地周辺及び敷地近傍の地質・地質構造(コメント回答 その9)
- ・大間原子力発電所 敷地周辺及び敷地近傍の地質・地質構造(コメント回答 その9)(補足説明資料)